

長介第1230号
令和3年3月29日

地域密着型サービス事業所 管理者様
居宅介護支援事業所 管理者様

長岡市福祉保健部介護保険課長

令和3年度介護報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
の提出について（通知）

令和3年3月8日付け長介第1029号にて、令和3年4月適用分の介護給付費算定に係る体制等届出書の提出期限をお知らせしたところですが、令和3年度介護報酬改定及び押印の手続きの見直し等に伴い、体制等届出書及び各種添付書類の様式を改めました。

つきましては、令和3年4月における体制等届出書の手続きについて、下記のとおりとします。体制等届出書等を提出くださるようお願いいたします。

記

1 体制等届出書等の提出を要する事業所

すべての地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所

※ 加算算定状況に変更が無い場合でも、L I F Eへの登録有無や算定状況等を確認するため、必ず提出してください。

2 提出書類 資料1のとおり

(1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

特記事項欄に、前回の届出からの変更点を記載してください。

(2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

(3) 算定する加算の添付書類（添付書類一覧表を参照）

算定状況に変更がある加算の添付書類のみ添付してください。変更が無い加算については添付書類の提出は不要としますが、算定要件が変更されている場合がありますので、算定する際は必ず要件を確認してください。

※ このたびの様式改定に伴い、押印欄を削除しました。メール等の電磁的な方法による提出も可能となりますが、個人情報が含まれるものもありますので、取扱いには御注意ください。

3 提出先及び提出期限

提出先：長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係

提出期限：令和3年4月15日（木曜日）

※¹ 提出書類(1)(2)は期限までに必ず提出してください。

提出書類(3)は、提出期限後の提出も可としますが、その場合は事前に御連絡ください。

※² 令和3年5月適用分以降は、通常通りの提出期限となります。

4 注意事項

- (1) 加算の算定にあたっては、厚生労働省通知等を確認し、算定要件を十分に理解した上で届け出てください。また、既存の加算であっても、算定要件が変更されている場合がありますので、継続して算定する場合も必ず要件を確認してください。
- (2) 4月適応分の体制届を4月以降に届け出る場合であっても、「勤務実績」や「利用者数実績」等が算定要件とされている場合の「届出日が属する月」は、「令和3年3月」として取り扱うものとします。
- (3) 添付書類となる勤務形態一覧表は、加算の要件を確認できるものであれば、事業所において使用している勤務表で差し支えありません。
- (4) 加算の内容等、介護報酬改定に関する質問については、多数寄せられることが想定されますので、FAXまたはメールにて受け付けます。回答に時間を有することがありますので、御了承くださるようお願いいたします。

5 その他

近日中に長岡市ホームページ「令和3年度介護報酬改定等について」に報酬改定の関係資料等を掲載予定です。掲載後に改めてお知らせします。

担 当：福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊・今井
電 話：0258-39-2245（直通）
F A X：0258-39-2278
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp